



市からの連絡帳

届け出・年金

西東京市民カード

❖旧印鑑登録証から西東京市民カードへ引き換えができます

田無市印鑑登録証・保谷市印鑑登録証・暗証番号の入っていない「ほうや市民カード」を、暗証番号の入った西東京市民カードと引き換えることができます。

暗証番号を登録すると、市内7カ所に設置された住民票等自動交付機を利用できます。印鑑登録者本人が窓口で申請をしてください。

※暗証番号を登録している「ほうや市民カード」をお持ちの方は、住民票等自動交付機を利用できます。

❖西東京市民カード・ほうや市民カードの暗証番号について

暗証番号をお忘れの場合は、市民課窓口で暗証番号変更手続きができます。また、暗証番号を登録していない西東京市民カード・ほうや市民カードをお持ちの方は、暗証番号登録手続きができます。いずれの場合も本人が窓口で申請をしてください。

❖引き換え・暗証番号変更および暗証番号登録手続き

市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階・各出張所)

①西東京市民カード・ほうや市民カード・田無市印鑑登録証・保谷市印鑑登録証のいずれか

②申請者の本人確認ができるもの
※②の種類により手続きの流れが以下のとおり異なります。

(1)運転免許証・旅券そのほか官公署が発行した顔写真付きの免許証・許可証・資格証明書などで本人確認した場合…即日引き換えおよび暗証番号の変更・登録ができます。

(2)保険証や年金手帳など、(1)以外で本人確認した場合…即日では引き換えおよび暗証番号の変更・登録ができません。申請すると本人宛てに照会書を郵送しますので、届いたら再度来庁して手続きをしてください。

◆市民課 電話(☎042-460-9820)

☎(☎042-438-4020)

付加年金をご存じですか

国民年金第1号被保険者の方が、月々の保険料に400円(付加保険料)をプラスして納めると、老齢基礎年金に上乗せして給付される付加年金制度があります。

□付加年金の受給額
200円×付加保険料納付月数として計算されます。例えば、10カ月付加保険料を納めた場合、200円×10カ月=2,000円(年額)が付加年金として支給されます。

□付加保険料に申し込みできる方
国民年金第1号被保険者(保険料の免除を受けている方および国民年金基金加入者を除く)の方のみ

□付加保険料の納付
申し込みをした月分から納付となります。

□申請 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

◆保険年金課 電話(☎042-460-9825)

子育て・教育

保護者助成金の支給

次のすべてに該当する児童の保護者(市内在住者に限る)の方に助成金を支給します。

□対象者 ①認可外保育施設で東京都の認証を受けている市内外の認証保育所、区市町村と委託契約を結んで東京都から補助金を受けている市内外の定期的利用保育事業、家庭的保育事業施設(保育ママ)に入所している ②保育料を完納している ③月ごめで保育を利用する契約を締結している

□助成金額
子ども1人につき月額8,000円

□申請期間 9月17日(火)～25日(水)

□申請方法
◇市内の認可外保育施設に預けている方(すでに退園された方も含む)…施設を通じて配布される申請書に必要事項を記入後、各施設に提出。

◇市外の認可外保育施設に預けている方…自宅に申請書を郵送しますので必要事項を記入し、各施設で証明を受け、保育課(田無庁舎1階)に持参または郵送してください。

※都外の託児施設、ベビーホテル、企業内保育所などは対象外です。

◆保育課 電話(☎042-460-9842)

子供(乳幼児・義務教育就学児)

医療費助成制度～医療証をお送りします～

現在⑧・⑨医療証をお持ちの方で、現況届が省略となった方または現況届を提出された方には、10月から有効の医療証を9月下旬にお送りします。

申請や現況届が必要な方には、既に書類などをお送りしていますが、まだ提出されていない方はお早めに提出してください。

⑧・⑨医療証をお持ちでない方は、医療費助成を受けるには申請が必要です。医療証交付申請書を提出してください。

◆子育て支援課 電話(☎042-460-9840)

市立小・中学校の学校選択制度

この制度は、新入学の際に住所地の指定校以外の市立小・中学校を希望する場合、希望校を事前に申し立てることができる制度です。

※住所地の指定校に入学する場合は特別な手続きは必要ありません。

□対象 平成26年度新入学児童・生徒

□受付窓口

時 10月1日(火)～31日(水)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

場 教育企画課(保谷庁舎3階)

□臨時窓口

時 10月21日(月)～23日(水)午前8時30分～午後5時

場 田無庁舎1階

場 印鑑

※西東京市に転入予定の方は別途書類が必要です。詳しくは、教育企画課までお問い合わせください。

❖学校選択制度パンフレット

9月上旬に、対象の方へ学校選択制度についてのパンフレットを郵送しました(市立小学校の6年生には在籍校で配布)。届いていない場合は、教育企画課へご連絡ください。

❖学校案内パンフレット

教育企画課(保谷庁舎3階)、市民相談室(田無庁舎2階)で配布。

◆教育企画課 電話(☎042-438-4071)

固定資産税の減額

◆資産税課 電話(☎042-460-9830)

❖住宅耐震工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、下記の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件 ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

※基準額が変更になりました。

平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事をした場合は、従前どおり改修費用が30万円以上で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

□減額される期間 平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

□必要書類

- ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ②耐震改修工事証明書
- ③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し
- ④平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修費用が30万円以上50万円以下の場合、工事契約日の確認ができる書類

❖住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

①65歳以上の方または要介護・要支援の認定を受けている方、障害のある方が居住する家屋である(賃貸住宅を除く)

②平成19年4月1日～平成28年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行う

③改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である ⑤平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である(補助金などを除く自己負担額)

※基準額が変更になりました。

平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事をした場合、従前どおり改修費用が30万円以上(補助金などを除く自己負担額)で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

□必要書類

- ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{※2})およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し

③納税義務者の方の住民票の写し

④改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し (2)居住者が要介護または要支援の場合は、その方の介護保険被保険者証の写し (3)居住者が障害がある場合は、その方の障害者手帳の写し

⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

⑥平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修費用が30万円以上50万円以下(補助金などを除く自己負担額)の場合、工事契約日の確認ができる書類

◇一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

❖省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

①平成20年4月1日～平成28年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行う ②改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告する ③現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である ④平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である。

※基準額が変更になりました。

平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事をした場合、従前どおり改修費用が30万円以上で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

□必要書類

- ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ②熱損失防止改修工事証明書
- ③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し
- ④納税義務者の方の住民票の写し
- ⑤平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修費用が30万円以上50万円未満の場合、工事契約日の確認ができる書類

◇一定の熱損失防止改修工事とは

窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)